

4月から健診の仕組みが大きく変わります

今まで町で行われていた40～50歳対象の総合健診と40歳以上の基本健診（誕生月健診）が「特定健診・特定保健指導」に変わり、年齢や健康保険の種類などによって健診の受け方も変わってきます。今回はその概要についてお知らせします。

保健介護課 ☎ 84・0327



● 特定健診・特定保健指導が始まります

これまでの健診は、病気を早期に発見し、治療することを目的としていました。しかし、増加する生活習慣病を防ぐには、早い段階から生活習慣を改善し、「病気になるまいようにするため」の取り組みがたいせつです。

そこで、4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳の医療保険加入者とその家族を対象にメタボリックシンドロームの発見とその予防に絞った「特定健診・特定保健指導」が始まります。

この健診制度は、各医療保

険者が責任をもって健診と保健指導を実施することが義務付けられています。今後、町が実施する健診は、開成町国民健康保険加入者が対象になります。また、75歳以上のかたは全員が「後期高齢者医療制度」

に加入することになり、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の定期的な受診機会のないかたを対象に健診を行います。※医療保険者とは、開成町国民健康保険、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合などです。

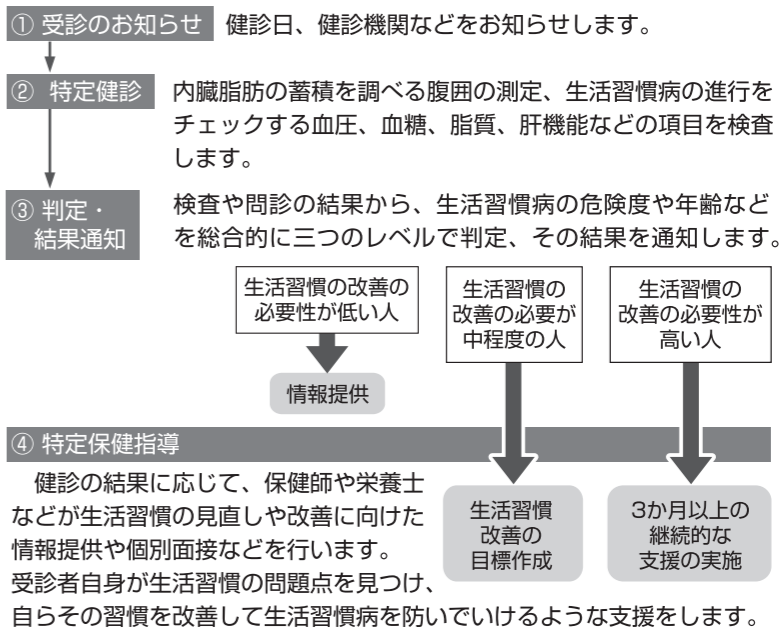
メタボリックシンドロームとは



腹囲が男性85センチ以上、女性90センチ以上の内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を二つ以上持っている状態をいいます。この状態になると動脈硬化が急速に進み、生活習慣病を悪化させ、心臓病や脳卒中などの発病につながりやすくなります。

＜特定健診・特定保健指導の流れ＞

特定健診でメタボリックシンドロームとその予備群の人を早期発見し、適切な保健指導を行って生活習慣病の進行を食い止めます。



● 健診は受けないといけないの？

国は、各医療保険者に対して、平成24年度の健診受診率、保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者の減少率の目標値を定めています。

市町村国民健康保険の場合は、健診受診率65％の目標値が示されています。また、健診を受けないと、内臓脂肪の状態などが分からず、生活習慣病の発症などにつながり、自分の医療費の支払いが増えることとなります。

国民健康保険からのお知らせ

急激な少子高齢化が進むなかで、今後とも皆さんが安心して医療を受けられるよう、4月から国民健康保険（国保）の制度が見直されることになりました。

さらに全体の医療費が増える」と健康保険料に反映されて、保険料が上がることもあります。自分の健康を守るとともに、医療費の増加を防ぐためにも、年に1回の健診を必ず受けるようにしましょう。

以上の基本健診（誕生月健診）が平成20年3月31日で終了します。今年度、まだ受診されていないかたは早めに受診しましょう。

● がん検診は今までどおり町が実施します

がん検診は国保加入者かどうにかかわらず、今までどおり実施します。日程などは、健康カレンダーやお知らせ版でご確認ください。

医療費の自己負担の見直しなどの制度改正が行われます

より安心、充実した医療が受けられるように医療保険制度の一部が改正されます。

乳幼児に対する自己負担割合の見直し

これまでは医療費の自己負担割合が2割負担に軽減されていた対象年齢が「3歳未満」でしたが、4月から「小学校就学前」に拡大されます。

退職者医療制度の対象年齢の見直し

会社などを退職して国保に加入し、厚生年金などを受けられる75歳未満のかたとその被扶養者は「退職者医療制度」で医療を受けていますが、4月からその対象年齢が65歳未満になります。※現在65歳以上のかたで、退職者の保険証（保険証の右肩に④の記載されているもの）をお持ちのかたには、3月中旬に新しい保険証を送ります。

4月から75歳以上のかたを対象に「後期高齢者医療制度」が創設されます

75歳以上のかたは、加入している医療保険を抜けて、新たに「後期高齢者医療制度」に加入することになります。※「後期高齢者医療制度」の詳細は、広報かいせい2月号をご参照ください。

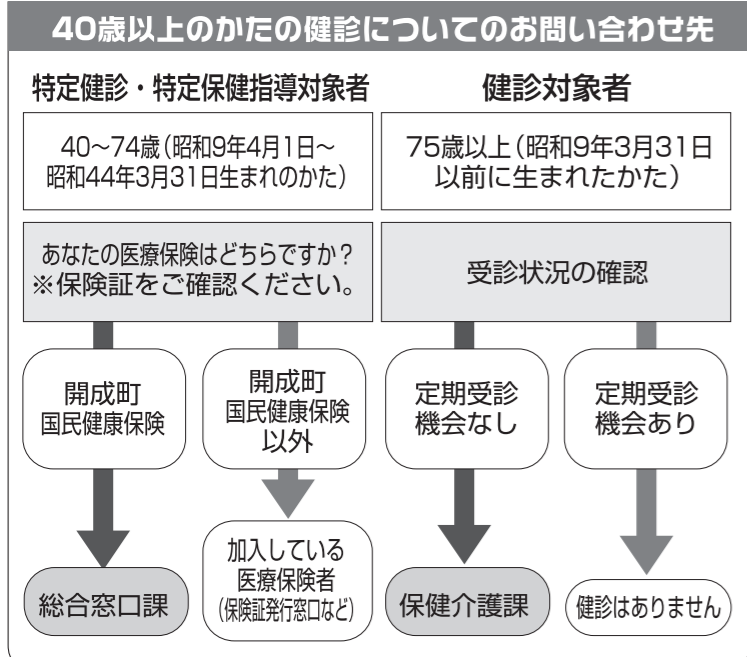
保険税の徴収方法が変わります

保険税の内訳はこれまで、医療費に充てる「医療給付費分」と40歳以上65歳未満のかたは介護保険の保険分である「介護納付金分」の2種類でした。4月からは現役世代から高齢者世代への支援分として「後期高齢者支援金分」が創設されます。

特定健診・特定保健指導が始まります

40歳から74歳のかたに対して、新しい健診・保健指導が始まります。今後、町が実施する健診は、国保加入者が対象になります。対象者には4月以降に健診のお知らせをします。

あなたはあいくつですか？



※65歳以上のかたは国保加入かどうかにかかわらず、介護予防のための生活機能評価を行います。

● 総合窓口課 ☎ 84・0315